



# 社協だより

令和6年3月1日

第111号

—発行—

社会福祉法人  
氷川町社会福祉協議会



今月の表紙 2月18日（日）に開催しましたひとり暮らし高齢者交流会（食事会）の様子です。

## 第111号の主な内容（目次）

- p 1 … 表紙
- p 2 … 社協相談窓口のご案内・若者サポステのお知らせ
- p 3 … 認知症フレンドリーキッズ授業
- p 4 … 軽度生活援助事業の申請についてご案内
- p 5 … 善意のご紹介
- 寄付者に対する税制優遇措置について
- p 6 … ボランティア活動保険のご案内
- 氷川町地域包括支援センター事務所移転のお知らせ
- 能登半島地震災害義援金募金箱設置場所のお知らせ



この社協だよりは、共同募金の配分を受けて発行しました。

# 生活の中で不安なこと・困りごとはありますか？

ひとりで抱え込まずに、あなたの生活の不安や心配をご相談ください。

相談員が一緒に相談内容を考え、解決に向けたお手伝いをします。一人ひとりの状況に合わせ、専門の機関等と連携して支援を行います。相談は無料です。

## 【仕事のこと】

- ・仕事に就きたいが、ずっと働いていないので自信がない
- ・仕事探しについて相談したい
- ・就職したいが、仕事が見つからない

## 【住まいのこと】

- ・家賃が払えず、家を出なければならぬ

## 【生活費のこと】

- ・借金や公共料金の滞納がある
- ・家計のやりくりがうまくできず、生活費が足りない

## 【家族のこと】

- ・家に引きこもっている家族がいる
- ・子どもの学習や勉強のことが心配

## 【口口ナ特例貸付の償還（返済）のこと】

- ・返済期間が来ている（来る）が、収入減少やその他様々な事情により返済が困難



**まずは、電話でご相談ください。☎0965-52-5075**

総合相談窓口・自立相談支援機関：氷川町社会福祉協議会

受付日時：月曜日から金曜日【年末年始除く】午前8時30分～午後5時30分

## 若者サポートステーションについてのお知らせ

心機一転、新年度から新しい事にチャレンジしようと考えておられる方も多いと思います。その中でも特に就職やお仕事について考えておられる方に、少しでも参考になればと思い「若者サポートステ」をご紹介させて頂きます。

15歳から49歳までの求職中の方、又はそのご家族の方を対象に仕事に関する相談を受け付けている「若者サポートステーション」という厚生労働省の委託機関です。

まずは一度ホームページ<https://www.saposute-yatushiro.com>を覗いてみられてはいかがでしょうか。竜北福祉センターにもチラシ配布していますので、気軽にお取りください。

### 【お問い合わせ先】

若者サポートステーションやつしろ

〒866-0852 熊本県八代市大手町2-1-13-2F B号

☎0965-37-8739/FAX0965-37-8740

開所時間：火～土曜日 10時～17時／定休日：日・月・祝日



# 認知症ってなに？みんなで認知症を学んだよ！

## 認知症フレンドリーキッズ授業

12月18(月)・19日(火)、町内の各小学校で、6年生の児童を対象に認知症のことを正しく学ぶための「認知症フレンドリーキッズ授業」を行いました。昨年に続き2回目の開催となり、講師にリエゾン地域福祉研究所代表の丸山法子さんをお迎えし、「誰もがなりえる病気」である認知症がどんな病気なのかを、クイズを交えて分かりやすく説明され、また認知症の人が見える世界を、VR(バーチャル・リアリティー)動画で体験することによって、認知症の人の気持ちや思いなど多くのことを学んだ様子でした。

### ○宮原小学校



### ○竜北東小学校



### ○竜北西部小学校



## ワスレナグサの伝説

青や紫色の小さなかわいい花を咲かせるワスレナグサは、認知症のシンボルとして世界中で使われています。実は、ワスレナグサには、名前の由来となっている古い言い伝えがあります。舞台は中世のドイツ。若い騎士が、岸辺に青く美しく咲く花をつんで恋人におくろうと、岸を下りていきました。しかし、花をつんだとたんにうっかり足をすべらせ、川に落ちて流されてしまったのです。騎士は力を振りしぼって恋人に花を投げ、「ぼくのことを忘れないで」と叫びました。騎士の最後の言葉から、この花は「ワスレナグサ」と名付けられました。そして、「私が認知症になっても忘れないでね」という願いが込められて、認知症のシンボルとなったのです。



# 令和6年度軽度生活援助事業の申請についてご案内

高齢者の方等を対象に軽易な日常生活上の援助を行います。

## ☆利用できる方

氷川町に住所があり、主に自宅で生活している方で住民税非課税世帯かつ世帯員全員が次のいずれかに該当する方

- ①概ね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ②身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ③療育手帳障がいの程度Aをお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

## ☆利用料金の一部助成を行います。

氷川町内の事業所に作業を依頼した場合に限り、その利用料金の8割を助成いたします。ただし、1世帯当たり年間(年度)の助成限度額は1万円です。

※機械・器具借上料、交通費、処分料、原材料費等は実費となります。



## ☆助成対象(対象外)となる作業は以下のとおりです

庭・生垣・庭木等の家周りの手入れ  
家屋内外の整理・整頓  
その他軽易な日常生活上の援助

※その他、詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

農業用地の草刈り・剪定  
生業を目的とした作業など

## ☆申込方法(申請受付 令和6年4月1日~)

氷川町竜北福祉センターに備え付けの①「軽度生活援助事業利用申請書」に必要事項を記入し、氷川町税務課発行の②「課税台帳記載事項証明書(世帯)」と併せて提出してください。

なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、③「手帳の写し(コピー)」を併せて提出してください。

年度ごとの更新となりますので、毎年申請が必要です。また、②「課税台帳記載事項証明書」につきましてはお一人暮らしであっても世帯の証明書(有料)が必要となります。

### ～利用開始までの流れ～

申請書提出 ⇒ 審査 ⇒ 決定(却下)通知書及び利用確認証書送付 ⇒ 利用開始

※ 事務所への作業依頼時に利用確認証書をご提示ください。

お申し込み・お問い合わせ先

氷川町社会福祉協議会 ☎ 0965-52-5075

## 善意のご紹介

次の方々から社会福祉事業に役立てて下さいと、ご寄付を頂きました。故人のご冥福をお祈りし厚くお礼申し上げます。ご寄付頂いた浄財は、本町の福祉事業に活用させて頂きます。(敬称略・受付順)

氷川町社会福祉協議会／香典返し(令和5年12月20日～令和6年2月19日)

地区名	寄付者	故人	地区名	寄付者	故人
町	福島 信一	福島ソノエ	下宮	内田 渡	内田アイ子
法道寺	上野 裕子	上野 累子	町	増永 光幸	増永 スミ
高塚	桑原 和代	桑原ユキヨ	川上	橋本 重春	橋本サチ子
笹尾	山田 和子	山田 篤光	法道寺	尾上 英一	尾上 國子
早尾	木村 房栄	木村千恵子	中網道	前田美也子	前田 恭男
八代市	深田 照代	星田スミエ	中網道	押方たずよ	坂上アキエ
早尾	草野 信一	草野シオリ	熊本市	元田 俊弘	元田 郁子
鹿島	森 弘	森 ハル子	島地	田上 隆行	田上ソエ子
南鹿野	山口シフリ	山口 賢三	新村	吉永 復子	吉永 僥二
下宮	内田 誠一	内田カツ子	八代市	岩崎 恵子	上村 廣幸
吉本	牛嶋 伸夫	牛嶋ノリ子	新田	吉岡スイ子	吉岡 貞俊
笹尾	片山 常一	片山 常夫	八代市	中村 司	中村 孝
柳の江	伊藤由紀子	伊藤 和義			

## ご寄付は『氷川町社会福祉協議会』へお願いします。

氷川町社会福祉協議会では、みなさまからの寄附金をお受けしています。

いただいたご寄附は、各方面での福祉活動やボランティア活動支援など、本会が行うさまざまな事業に役立たせていただきます。

年間を通じてお受けしておりますので、ぜひ『氷川町社協』へ、みなさまのお気持ちをお寄せください。

## 寄付者(一般寄付、香典返し)に対する税制優遇措置について

氷川町社会福祉協議会への寄付は「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれかを選択できます。税額控除には「領収証」と「税額控除に係る証明書」が必要となります。「税額控除に係る証明書」が必要な方は氷川町社会福祉協議会(☎0965-52-5075)へお申し出ください。なお、税額控除額には限度額もありますので、詳しくは八代税務署(☎0965-32-3141)へお問い合わせください。

**寄付控除の取扱い** 所得控除と税額控除のいずれかを選択適用することが可能です

### 所得控除の場合

寄付金額(所得の40%が限度) - 2千円  
を所得から控除

または

### 税額控除の場合

(寄付金額 - 2千円) × 40%  
を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

## 令和6年度 ボランティア活動保険のご案内

### 対象となるボランティア活動

◎日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動

#### 補償内容

ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他の物を壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。また、ボランティア自身の熱中症、食中毒や特定感染症（一類～三類）も補償します。

被災地でのボランティア活動では予想できない様々な事態が想定されます。活動中の二次災害への備えとしても、あらかじめ天災・地震補償プランにご加入ください。

#### 年間保険料

基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

※天災タイプでは地震、津波、噴火に起因するケガを補償します。

#### 補償期間（保険期間）

令和6年4月1日前0時以降加入した翌日から  
令和7年3月31日午後12時まで

お問い合わせ先  
氷川町社会福祉協議会  
☎0965-52-5075

## 氷川町地域包括支援センター

### 事務所移転のお知らせ

氷川町地域包括支援センター事務所は令和6年4月1日より下記住所に移転する運びとなりました。これを機に、職員一同より一層の努力をしてまいりますので、今後とも皆様のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

新 住 所 〒869-4814 八代郡氷川町島地651番地（竜北福祉センター内）

☎ 0965-52-5335 FAX 0965-52-6658

移 転 日 令和6年4月1日（月）

営 業 日 月曜日から金曜日（年末年始を除く）

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

## 令和6年能登半島地震災害義援金受付中

送金額 178,151円（令和6年2月1日現在）  
ご支援ありがとうございます

#### 募金箱設置場所

氷川町役場 宮原振興局 竜北福祉センター 宮原福祉センター

日本赤十字社熊本県支部 氷川町分区